

旧北小倉小学校利活用事業 事業者募集  
質問に対する回答書 (No.1~No.15)

令和3年4月28日現在

No.	質問の内容	回 答
1	令和2年度に実施した石綿含有確認調査の結果を開示願います。	募集ページに「石綿分析結果報告書(証明書)(令和2年度実施)」を公開しています。
2	事業費算出にあたり、アスベスト有無のリスクを考慮するため、事前に試料を採取することは可能でしょうか。	各事業者様による事前の試料採集は可能です。 詳細は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認ください。
3	北東部、東部、南東部に擁壁と法地がありますが、構造、高さ、勾配等が分かりません。擁壁の構造が分かる図面と法地地盤高さのデータを頂きたい。	募集ページに「外構図3」及び「附近見取図、配置図、平面図」を公開しています。 なお、擁壁については計画通知(構造物)提出の確認はできませんでした。 また、当該地は、昭和47年に区画整理事業として組合整備により造成されたものですが、組合が解散していることから、測量図等の有無は現在のところ確認できていません。 このため、公開資料以外の情報が必要な場合は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認の上、事前調査による対応をお願いします。 なお、いずれの資料につきましても追加で確認出来た場合は、直ちにホームページに掲載します。
4	法地について福岡県がけ条例の適用はどのようになりますか。	実施事業・整備の内容によっては、福岡県がけ条例の検討が必要となる場合があります。 この検討に必要な情報が不足する場合は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認の上、事前調査による対応をお願いします。
5	法地のボーリング調査等の斜面の安全性に関する調査データがありましたら頂きたい。	募集ページに「ボーリング調査位置図」及び「法面実態調査結果 平面図」のPDFデータを公開しています(法面のボーリング調査は未実施)。 なお、ボーリング調査結果の詳細につきましては、下記にて閲覧可能です(コピー不可、写真撮影可)。 ボーリング調査結果の閲覧を希望される場合は、事前に事務局(093-582-2076)にご連絡の上、下記までお越しください。 <b>【閲覧場所】</b> <u>〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1</u> <u>北九州市役所本庁舎3階</u> <u>企画調整局都市マネジメント政策課(事務局)</u> 担当者：大八木、友松

(つづく)

No.	質問の内容	回 答
6	法地の植栽に関して樹木名、大きさ、樹木の位置図等の調査資料がありましたら頂きたい。	法地の植栽に関する調査資料はありません。 情報が必要な場合は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認の上、事前調査による対応をお願いします。
7	法地の高木について腐朽等の倒壊の危険性に関する調査資料がありましたら頂きたい。	法地の高木の倒壊の危険性に関する調査資料はありません。 情報が必要な場合は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認の上、事前調査による対応をお願いします。
8	地形測量図がありますか。	地形（高低差）の測量は行っておらず、ありません。 情報が必要な場合は、募集ページの「旧北小倉小学校の事前調査について」をご確認の上、事前調査による対応をお願いします。
9	境界立会いは完了していますか。	当該地は、四方が認定道路（市道）に囲まれています。 道路管理者（小倉北区まちづくり整備課）との境界立会いは完了しています。
10	開発をかけるにあたり3%の公園用地確保が必要か。	開発行為を行う場合は、「開発行為の手引き」（平成19年11月北九州市建築都市局開発指導課）に従って頂くことが原則となります。 開発行為となる可能性がある場合は、各関係機関に提案提出前に協議を行い、事業実施の見込みについて確認するとともに、ご質問頂いた内容等の詳細についての協議を必ず行ってください。 ※募集要項P18参照
11	申込書類受付期間前後に役員変更が見込まれる場合は、役員名簿をどのようにして提出したら良いか。	役員変更の日程等により対応が異なりますので、ご質問のような状況の場合には個別に事務局へご連絡下さい。
12	動物供養塔は撤去して良いか。	撤去して支障ありません。
13	校舎内に設置してある卒業生の記念製作物は撤去・処分して良いか。	撤去・処分して支障ありません。
14	正門付近に設置してある郵便ポストは使えるか。	モニュメントとして寄贈されたもののため、郵便ポストとしては機能していません。 また、不要な場合は、撤去・処分して支障ありません。 なお、郵便ポストとしての機能が必要な場合は、関係機関に直接ご確認下さい。

(つづく)

No.	質問の内容	回 答
15	<p>売買物件の四方の認定道路のうち、一方通行の道路について、一方通行を解除した提案は有効か。</p>	<p>一方通行を解除した提案は有効です。  ただし、解除（解除に要する拡幅部分の引渡し協議含む）について、道路管理者（小倉北区まちづくり整備課）及び交通管理者（小倉北警察署交通課）との協議を、事前に行い、その見込みについて確認して下さい。  小倉北区まちづくり整備課：093-582-3471  小倉北警察署 交通課：093-583-0110</p>